

奈良市公報

第103号

令和5年9月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告示

月	日	番号	件名	主管
8	1	360	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
8	1	361	収納事務の委託	納税課
8	1	362	指定納付受託者の指定	納税課
8	1	363	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8	1	364	令和5年奈良市告示第158号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
8	1	365	奈良市公報号外第22号に掲載	環境政策課
8	2	366	道路の位置指定	建築指導課
8	2	367	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
8	2	368	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
8	2	369	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8	2	370	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定	障がい福祉課
8	2	371	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定	障がい福祉課
8	2	372	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
8	4	373	放置自転車等の保管	環境政策課
8	4	374	道路の位置指定	建築指導課
8	4	375	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
8	7	376	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
8	7	377	奈良市公報号外第22号に掲載	住宅課
8	7	378	奈良市公報号外第22号に掲載	保育所・幼稚園課
8	7	379	奈良市公報号外第22号に掲載	保育所・幼稚園課
8	7	380	差押調書の公示送達	滞納整理課
8	9	381	差押調書の公示送達	滞納整理課
8	10	382	住居番号の設定	市民課
8	10	383	放置自転車等の保管	環境政策課
8	14	384	奈良市公報号外第22号に掲載	共生社会推進課

公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
8	1	42	下水道事業受益者負担金の賦課対象区域	下水道事業課
8	1	43	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
8	8	44	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
消 防				
月	日	番号	件 名	主 管
8	3	7	奈良市公報号外第22号に掲載	消防課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
8	7	11	農業委員会総会の招集	
正 誤 表				
正誤表				

告

示

奈良市告示第 360 号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和 5 年 8 月 1 日

奈良市長 仲川 元庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和 5 年 8 月 1 日 (火) から令和 5 年 8 月 15 日 (火) までの間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和 5 年 8 月 1 日 (火) から令和 5 年 8 月 15 日 (火) まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送 (必着) 又は住宅課窓口へ持参する。

イ 申込みは 1 世帯 1 通に限る。1 世帯が 2 通以上又は重複若しくは随時空家募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア) から (イ) までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。) があること。単身者の申込みは、次の a から j までのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60 歳以上の者

b 身体障がいのある者 (障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 15 号) 別表第 5 号の 1 級から 4 級まで)

c 精神障がいのある者 (障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和 25 年政令第 155 号) 第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで)

d 知的障がいのある者 (障がいの程度が c に相当)

e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) に規定する特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から 5 年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) の規定による一時保護、婦人保護施設における保護、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者、婦人相談所等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書 (配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。) が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例 (昭和 61 年奈良市条例第 14 号) に定められた収入基準 (基準月収額) 以下であること。

- (ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。
- (エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和26年法律第193号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。
- (オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。）

イ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

ウ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)までの条件を満たすこと。

エ コミュニティ住宅 母子・父子世帯向 (ア)から(ウ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。）のない者であること。また、現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが20歳未満であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

オ 市営住宅 シルバーハウジング (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 60歳以上の者の単身世帯、60歳以上の者のみの世帯又は60歳以上の者とその配偶者のみの世帯であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和5年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和4年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ パートナーシップ宣誓書受領証等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ宣誓制度に登録している者は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証カードを提示し、パートナーシップ宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(6) 入居決定

- ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。
- イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。
- ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

- (1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。
- (2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和5年8月1日揭示済)

奈良市告示第361号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年8月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・収納事務

受託者	収納事務
東京都中央区日本橋2-14-1 ANAあきんど株式会社 代表取締役社長 原雄三	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金

2 委託の期間

令和5年8月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年8月1日揭示済)

奈良市告示第362号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和5年8月1日

奈良市長 仲川元庸

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号 デジタルゲートビル10階 株式会社DG フィナンシャルテクノロジー 代表取締役 篠寛	インターネットを利用して納付する「奈良市心のふるさと応援寄附」に関する寄附金

2 指定期間

令和5年8月1日から令和6年3月31日まで

(令和5年8月1日揭示済)

奈良市告示第363号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年8月1日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
令和5年4月25日 奈良市指令整開 第22A-39号
令和5年7月3日 奈良市指令整開 第22A-39-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和5年8月1日 第1853号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市中町2489番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市中央区安土町三丁目2番3号シルバービル1F
株式会社 明日香園芸 代表取締役 佐藤 薫

(令和5年8月1日揭示済)

奈良市告示第364号

令和5年奈良市告示第158号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。
令和5年8月1日

奈良市長 仲川元庸

別紙1の表中

小山医院	中山町西三丁目444-1		○		○	○					○			
小山医院	中山町西三丁目444-1		○		○	○								
前川医院	東登美ヶ丘一丁目12-3										○	○		
前川医院	東登美ヶ丘一丁目12-3										○			

(令和5年8月1日揭示済)

奈良市告示第366号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告する。

令和5年8月2日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良県奈良市杉ヶ町43番3-402号
申請者氏名	株式会社オフィス佳 代表取締役 一 貴之
道路の位置	奈良市平松一丁目800、801及び802-1の各一部
道路の幅員	最大6.00m 最小4.00m
道路の延長	34.10m
指定年月日	令和5年8月2日
指定番号	第R0410号

(令和5年8月2日揭示済)

奈良市告示第367号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同

法第 85 条第 2 号の規定により公示する。

令和 5 年 8 月 2 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和 5 年 7 月 31 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970106940	居宅介護支援	株式会社心木	奈良市神殿町 292-2	介護支援センター どんぐり	奈良市神殿町 292-2

(令和 5 年 8 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 368 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第 78 条第 2 号及び第 115 条の 10 第 2 号の規定により公示する。

令和 5 年 8 月 2 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和 5 年 8 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970105777	(介護予防) 特定福祉用具販売	ロイヤルホームセンター株式会社	大阪府大阪市西区阿波座一丁目 5 番 16 号	ロイヤルホームセンター押熊	奈良市押熊町 1051-1

1 廃止年月日 令和 5 年 8 月 31 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2960199103	(介護予防) 訪問看護	株式会社福丸	京都府木津川市木津殿城 90 番地 6	訪問看護ステーション福丸	奈良市芝辻町二丁目 5-3 タウニマサキ 105 号室

(令和 5 年 8 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 369 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 5 年 8 月 2 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 4 年 12 月 26 日 奈良市指令整開 第 22A-28 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 5 年 8 月 2 日 第 1854 号

3 開発区域に含まれる地域

JR 奈良駅南特定土地地区画整理事業 25 街区 4 画地（従前地：奈良市大森町 142 番）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝浦三丁目 1 番 1 号 msbTamachi 田町ステーションタワー N15 階

株式会社 シーユーシー・プロパティーズ

代表取締役 桶谷 主税

(令和 5 年 8 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 370 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定に基づき告示する。
令和 5 年 8 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 5 年 8 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930101007	合同会社 みつばち	630-8036	奈良県奈良市五条畑一丁目 27-12-18	相談支援センター みつばち	630-8036	奈良県奈良市五条畑一丁目 27-12-18	計画相談支援	令和 11 年 7 月 31 日

(令和 5 年 8 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 371 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第 24 条の 37 第 1 号の規定に基づき告示する。
令和 5 年 8 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 5 年 8 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2970101701	合同会社 みつばち	630-8036	奈良県奈良市五条畑一丁目 27-12-18	相談支援センター みつばち	630-8036	奈良県奈良市五条畑一丁目 27-12-18	障害児相談支援	令和 11 年 7 月 31 日

(令和 5 年 8 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 372 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定に基づき告示する。
令和 5 年 8 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 5 年 7 月 31 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102546	株式会社 SHAR A	630-8144	奈良県奈良市東九条町 1115 番地の 16	就労支援ももいろ	631-8141	奈良県奈良市南京終町 713-1	就労継続支援 B 型

(令和 5 年 8 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 373 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。
令和 5 年 8 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
令和5年7月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
 - 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
 - 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
 - 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
ア 移動費 自転車 2,000円
 原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
 - 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）
- (令和5年8月4日揭示済)

奈良市告示第374号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和5年8月4日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	大阪市中央区十二軒町6番28-202号
申請者氏名	トータルハウジング株式会社 代表取締役 原口 寛史
道路の位置	奈良市疋田町一丁目46番、52番及び54番の各一部
道路の幅員	最大4.57m 最小4.00m
道路の延長	37.57m
指定年月日	令和5年8月4日
指定番号	第R0409号

(令和5年8月4日揭示済)

奈良市告示第375号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和5年8月4日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日 令和5年8月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190506	居宅介護支援	合同会社導	奈良県奈良市佐保台西町205光	ケアプランセンターゆとり	奈良市佐保台西町205光ハイツ104

			ハイツ 104		
2970190514	居宅介護支援	合同会社 Honey comb	奈良県奈良市学園赤松町 2445-7-101 ノバカネイチ学園前二番館	るりいろケア	奈良市北永井町 34-4-18 2F

(令和 5 年 8 月 4 日揭示済)

奈良市告示第 376 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 8 月 7 日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
五島 純		柔道整復	令和 5 年 8 月 1 日
まつみや整骨院	京都府城陽市寺田西ノ口 33-1		

(令和 5 年 8 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 380 号

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 5 年 8 月 7 日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和 5 年 8 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 381 号

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 5 年 8 月 9 日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和 5 年 8 月 9 日揭示済)

奈良市告示第 382 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年8月10日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
七条西町一丁目6番9号	五条西一丁目7番7号	藤ノ木台二丁目19番2号
平松二丁目6番6号	百楽園四丁目2番8号	学園緑ヶ丘二丁目5番33号
学園南一丁目10番12-2号	六条一丁目3番6-3号	五条西二丁目8番5号
富雄北二丁目8番3号	六条一丁目3番6-4号	六条西三丁目23番50号
中登美ヶ丘五丁目21番15号	百楽園一丁目9番17-2号	六条西三丁目23番49号
中登美ヶ丘五丁目21番12号	西大寺竜王町二丁目1番9号	西大寺南町7番15-室番号
中登美ヶ丘五丁目21番11号	西大寺竜王町二丁目1番10号	
中登美ヶ丘五丁目21番9号	西大寺竜王町一丁目2番48号	
中登美ヶ丘五丁目21番6号	百楽園一丁目8番18-2号	
中登美ヶ丘五丁目21番5号	恋の窪二丁目17番9号	
中登美ヶ丘五丁目21番3号	芝辻町二丁目11番26号	
中登美ヶ丘五丁目21番2号	北登美ヶ丘二丁目14番15号	
中登美ヶ丘五丁目23番15号	大宮町一丁目4番12号	
中登美ヶ丘五丁目23番14号	秋篠三和町一丁目14番7号	
中登美ヶ丘五丁目23番13号	秋篠三和町一丁目14番8号	
中登美ヶ丘五丁目23番9号	あやめ池南八丁目7番10号	
中登美ヶ丘五丁目23番8号	東紀寺町二丁目9番13号	
中登美ヶ丘五丁目23番7号	学園南三丁目6番19号	
北登美ヶ丘二丁目20番2号	東登美ヶ丘五丁目15番4号	

(令和5年8月10日掲示済)

奈良市告示第383号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年8月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和5年8月8日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

- ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円
- イ 保管費 1,000 円 (ただし、移動日から 14 日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和 5 年 8 月 10 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 42 号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例 (昭和 45 年奈良市条例第 16 号) 第 5 条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示する。

なお、関係図書は令和 5 年 8 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 1 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

賦課対象区域 (第 2 負担区)

西大寺栄町の一部

賦課対象区域 (第 4 負担区)

窪之庄町の一部

田中町の一部

(令和 5 年 8 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第 43 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 5 年 8 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 1 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 5 年 8 月 15 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
学園緑ヶ丘二丁目 2830-3 他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
中山町 1760-1	②	分流	
宝来三丁目 145-1	③	分流	
藤ノ木台一丁目 1996-1	④	分流	
登美ヶ丘一丁目 2-15	⑤	分流	
秋篠町 969-56 他	⑥	分流	
あやめ池北一丁目 1343-8	⑦	分流	
古市町 2383-1	⑧	分流	
敷島町二丁目 471-10	⑨	分流	

位置図省略

(令和 5 年 8 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第 44 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程 (平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号) 第 4 条第 1 項の規定により

奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 5 年 8 月 8 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
亀井設備	亀井 健児	大阪府八尾市竹湊西 2-13	令和 5 年 7 月 21 日
中野開発	中野 仁至	大阪府高槻市淀の原町 37 番 2 号	令和 5 年 7 月 28 日

(令和 5 年 8 月 8 日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 11 号

奈良市農業委員会令和 5 年 8 月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和 32 年奈良市農業委員会告示第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により告示します。

令和 5 年 8 月 7 日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和 5 年 8 月 14 日（月） 午後 1 時 30 分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 北棟 2 階 202 会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条、第 4 条及び第 5 条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 29 条第 1 号に該当する転用の届出について
- (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について
- (5) 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (6) 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (7) 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 13 条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (8) 生産緑地法第 13 条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (9) 知事許可について

(令和 5 年 8 月 7 日揭示済)

正 誤 表

令和 5 年 7 月 3 日付け奈良市公報第 99 号

ページ	誤	正
7	7, 273 千㎡	7, 269 千㎡